

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00208

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年5月31日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画準備調査 (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2023年8月～2024年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第二グループ 保健第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年6月6日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年6月14日12時
3	質問への回答 6月7日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年6月12日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年6月19日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 6 月 23 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 7 月 12 日 11 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

- ① 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

宛先：e-koji@jica.go.jp

- ① 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ② 本文：特段の指定なし
- ③ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ④ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80% 未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80% を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80% を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80% 未満の場合は、上限額の 80% を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「東ティモール国ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）は、2002年5月に独立回復した東南アジアで最も若い国である。当国における公的保健医療施設は、第一次レベル（コミュニティヘルスセンター等）、第二次レベル（県病院等）、第三次レベル（国立病院）に分類されるが、第二次レベルの医療施設が不足しており、医療サービスのレベルが不十分であることから、多くの患者が当国で唯一の第三次レベルであるギド・ヴァラダレス国立病院（以下、「同病院」という。）に集中し、入院や手術を受けるには半年以上を要するなど、医療体制が不十分な状況にある。また、当国において最も多い死因は脳梗塞、虚血性心疾患と緊急な治療が生死を分ける病気であり（保健指標評価研究所 2019）、脆弱な医療体制の改善は喫緊の課題の一つとなっているが、高度な技術が必要な手術においては、施設や医療機材、技術を有する医師の不足等により対応ができず、患者をインドネシア、マレーシア、シンガポール、豪州等に政府負担で搬送している。加えて、当病院敷地内の建物の多くは築20年以上が経過し、中でも外来棟は築50年以上が経過していることから、多くの施設・設備が老朽化或いは故障し、特に手術部門や2012年に整備計画が立てられたものの未着手である透析部門の整備も喫緊の課題である。

当国政府の「政府開発計画（2011-2030）」では、重点分野の一つとして保健セクターを含む社会資本が優先課題の一つとして掲げられており、「国家保健セクター戦略計画（2011-2030）」では、2030年までに全ての国民がアクセス可能な質の高いプライマリ・ヘルスケアと医療の包括的なサービスを提供することが目標の一つとされている。

このような状況を踏まえ、東ティモール保健省は当病院改修のためのマスタープラン（全4期）を作成している。「ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画」（以下、「本事業」という。）は、同マスタープランに基づいて、当国で唯一の国立病院の老朽化した施設と関連医療機材の整備を行うことにより、医療体制の強化及び医療サービスの質改善を図り、東ティモールにおける保健指標の改善に寄与することを目的とするものであり、当国の政府戦略に合致した優先度の高い事業に位置付けられる。

第3条 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、当国唯一の第三次レベルの病院であるギド・ヴァラダレス国立病院の施設及び関連医療機材の整備を行うことにより、当国の医療体制の強化及び医療サービスの質改善を図り、保健指標の改善に寄与するもの。

(2) 事業の内容

施設及び機材の内容は協力準備調査（以下、本調査）で同病院の状況を調査した上で決定する。東ティモールは実施中の基礎情報収集・確認調査「全世界保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査」の対象となっており、2022年7月に現地調査を終了しているが、基礎情報収集・確認調査に基づき現時点で想定される施設、機材は以下の通り。

1) 施設の内容

地上3階（延床面積約5,000 m²）

1階：救急部門、医療教育部門

2階：手術部門、ICU、CSSD、透析部門

3階：機械室

2) 機材等の内容

医療教育部門：救急蘇生訓練用マネキン等

手術部門：無影灯、手術台、電気メス、麻酔器、吸引機等

ICU：バイタルサインモニター、人工呼吸器等

CSSD：高圧蒸気滅菌装置、超音波洗浄装置等

透析部門：人工透析装置、RO水処理装置、電解質分析装置等

3) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工・調達監理

ソフトコンポーネント：調達機材の運営・維持管理にかかる研修等

4) 調達・施工方法

詳細は本調査で確認する。

(3) 事業対象地域

ギド・ヴァラダレス国立病院（ディリ県）

(4) 事業実施体制

- 1) 実施機関：保健省（Ministry of Health）及びギド・ヴァラダレス国立病院（Hospital National Guido Valadares：HNGV）

2) 他機関との連携・役割分担

同病院は、東ティモール国立大学からの卒前・卒後研修の受入機関であり、その他大学看護学科の臨床研修な場所になるなど、教育病院としての機能を有するため、同大学や同大学を主管する省庁とも適宜協議し、調整を行う。

3) 運営／維持管理体制

基礎情報収集・確認調査によれば、保健省からの予算配布により病院運営を行っており、施設・機材の維持管理は病院内の該当部署が実施していることとなっているが、同調査以降変更がないか確認する。

(5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

「ディリ県国立病院救急科拡張及び待合エリア改修計画」（平成28年度草の根・人間の安全保障無償資金協力、2017年3月G/C締結）では、同病院の救急外来診察室を改装し、機材を供与している。本事業においては同援助活動で整備した施設や供与した機材の活用を検討するなど、相乗効果の発現が期待される。

(6) 他ドナー等の援助活動

長期戦略に基づき専門家が常駐する他ドナーが多く活動しており、医療サービスの底上げを目的に第一次レベル及び第二次レベルへの支援を重視する傾向にある。例えば、県病院に対してはWHOがNCD対策、UNICEFが血液銀行整備、豪州が5歳未満児への予防接種支援や病院整備等を実施している。同病院に対しては、豪州が癌治療に関する研修や超音波装置等の医療機器の整備、豪州及びNZが眼科診療室の整備、タイが血液銀行の施設建設をそれぞれ実施している。また、IFCが同病院も対象に今後全国の医療施設に診断機能のPPP導入を進める予定。

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、本事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、「ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAが東ティモール側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施方法、調査項目

本業務は、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第一回現地調査、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説

明・協議し、基本的了解を得るための第二回現地調査、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限の状況をふまえて、遠隔による調査を取り入れる等、受注者は、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外に受注者が必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(3) 調査の留意事項

以下の1)～4)に留意して、調査を実施する。

1) 妥当性の検証

本事業による裨益対象者及び人口、東ティモールにおける開発計画及び保健医療セクターの計画等保健政策との整合性、国際保健の潮流や我が国の援助政策との整合性等から、本事業の無償資金協力としての妥当性を確認する。

2) 有効性の検討

本事業に期待される定量的効果及び定性的効果を確認する。なお、本事業における定量的効果及び定性的効果を検討の際は、対象病院で収集されている指標を併せて確認し、適切な評価ができるよう留意する。

3) 前提条件の確認

「第2条 事業の背景」に記載のとおり、東ティモール保健省は同病院改修のためのマスタープラン（全4期）を作成しており、既存の病院機能を維持しながら、敷地内で既存棟の撤去・新規棟の建設を順番に繰り返して改修を進める予定である。本事業では、マスタープランで予定されている部門の整備を一部担う想定であることから、本事業とマスタープランによる改修がそれぞれ効率的に進むよう、マスタープランの進捗状況には十分留意する。また、当初マスタープランには含まれていなかったものの、先方予算により小児病棟の整備が先行して計画されており、このため、各計画の位置づけも確認する。

4) 事業内容の確認

前述の「全世界保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」）の東ティモールにおける現地調査報告書を参考にしつつ、下記について確認する。本事業による整備予定施設及び機材は東ティモール保健省、公共事業省に提案し、担当レベルでの基本的な合意は得られているもの。

① 施設/施工計画

マスタープランで予定されている手術部門、救急・ICU部門、透析部門、医療従事者教育部門の整備（地上3階、延床面積約5,000㎡）を無償資金協力対象として想定しているが、先方政府で整備される部門との連携が効率的となる部門配置になるよう留意する。なお、敷地内に十分な空き地が

ないことから建設予定地は既存棟撤去の上、確保する必要がある。²また、東ティモールにおける類似案件にて建設した建物等の設計・施工レベルの情報をあらかじめ確認し、計画を立てる。

② 機材/調達計画

手術部門：無影灯、手術台、電気メス、麻酔器、吸引機等、救急・ICU 部門：バイタルサインモニター、人工呼吸器等、CSSD：高圧蒸気滅菌装置、超音波洗浄装置等、透析部門：人工透析装置、RO 水処理装置、電解質分析装置等、医療教育部門：救急蘇生訓練用マネキン等を想定しているが、詳細は本調査で確認する。既存施設で使用しており継続的に使用可能な機材は活用することとし、老朽化・故障及び施設拡充に伴って新規追加する機材・数量を定める。その際、当病院の運営・維持管理能力及び医療従事者の技術レベルを考慮する。当国における機材調達事情は適宜、国立病院における医療機材の調達から維持管理に至る業務を担当する保健省国立病院・救急サービス局から情報収集する。

③ 運営・維持管理体制

同病院は独立採算制組織であるものの、政府より予算が手当てされ、その範囲内で病院運営を行っている。当病院の 2022 年度予算のうち、施設・機材の維持管理費用は 4.5%と少ない。また、施設の維持管理は建物品質管理部が主管で、部長の下に施設監理者としてエンジニアが 1 名配置されている。担当は図面管理や小規模な増改築及び修繕のため、大規模な増築や病院全体の適切な維持管理を行うためには人員の増強を行う必要がある。医療機材（約 800 台）の維持管理はバイオメディカルエンジニア部門のエンジニア 5 名によって、機材の稼働状況の確認や機材リストの更新、故障の対応等が実施されている。以上を踏まえ、本事業による施設・機材整備後の適切な維持管理のための予算措置・人員配置計画等の運営・維持管理能力を確認し、持続的な運営・維持管理を行うことができるような計画を策定する。

④ ソフトコンポーネントと技術協力へのニーズ確認

本事業により整備した施設・機材の運営・維持管理等や、医療教育部門が対象となる場合は障害者への情報保障に関する研修等、ソフトコンポーネントについて先方の要請を確認のうえ、その必要性や内容について検討する。また、本調査にて確認された運営・維持管理体制に基づき、医療体制及び医療従事者の能力向上を図る技術協力の検討や、海外協力隊として派遣される保健医療隊員の活用を検討し、提案する。

(4) 相手国負担事項の確認

「(3) 調査の留意事項 3) 前提条件の確認」に記載のとおり、本事業で整備する施設は同病院敷地内に建設する想定のため、建設予定地に既存の施設の撤去及び機能移転は相手国負担となる。また、本事業実施にかかる法人税、個人所得税、付加価値税、関税等の免税のための具体的手続き方法を関係省庁等に確認する。

² 建設予定地の確保について、情報収集・確認調査の情報を基に、既存棟撤去等の方法、及び、日本側/先方側いずれの負担とするかについて、現時点の想定としてプロポーザルにて提案すること。

(5) 他ドナーによる協力実績及び計画の確認

UNICEFによるマスタープラン策定支援、KOICAによる病理検査室建設支援等、同病院のマスタープランに関連して、複数のドナーによる協力が計画されている。特に、世銀は当国における第一次・第二次・第三次医療機関への既存建物改修と機材導入に対する融資を計画しており、当国からの要請に基づき当病院における機材調達リストを既に準備している。については、当機構と先方の支援内容の重複を避けるため、関係者と協議したうえで事業計画を策定する。

(6) 正式要請内容の整理

本事業は、現段階では正式な要請書が未到達である。JICAが本件調査実施中に要請書の早期提出を保健省へ促すにあたり、本業務において要請書の内容の技術的整理・支援を行う。

(7) 気象条件

東ティモールでは度々洪水が発生することから、施工計画において地盤の高さ等留意する。また、同病院は海に近い立地であるため、塩害の状況について確認し、必要に応じて対応方法を検討する。

第7条 業務の内容

「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成とJICAに対する説明

関連資料の分析・検討を行い、本事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力事業等）、質問票を作成し、インセプション・レポートと現地調査（第1回及び第2回）の対処方針について、対処方針会議においてJICA及び国内関係者に対して説明する。

(2) インセプション・レポートの先方政府に対する説明・協議

現地調査（第1回）において、JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポートを先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 本事業の背景・経緯、必要性・妥当性

以下の本事業に関連する政策、保健医療状況等を確認した上で必要性・妥当性を整理する。

1) 保健セクターの概要

- ① 保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、疾病負担、貧困度など）
- ② 保健医療サービス提供体制（医療施設数・病床数、医療従事者数、人材育成制度、リファラル体制、医療保障制度、保健行政の体制・予算状況等）
- ③ 地理情報と人口動態情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口）

2) 保健セクターの計画概要と本事業の位置づけ

当国政府が保健セクターを重点分野の一つとして掲げる「政府開発計画（2011-2030）」と、2030年までに全ての国民がアクセス可能な質の高いプライマリ・ヘルスケアと医療の包括的なサービスを提供することを目標の一つとして掲げる「国家保健セクター戦略計画（2011-2030）」の概要（方針、課題、重点分野等）及び進捗状況

3) 保健医療セクターに対する援助動向

- ① 我が国及び他国による援助動向
- ② 我が国及び他国の民間企業/団体による援助動向
- ③ 上記①及び②と本事業の役割分担

(4) 本事業を取り巻く状況と実施体制の確認

本事業に関する以下の状況及び実施体制を確認し、関係機関が事業の実施に必要な人的能力、財務力、技術力を備えているかを精査する。

- 1) 保健省及び関係省庁と同病院との関係性、本事業実施にかかる役割分担
- 2) 同病院の組織・権限・人員構成、近年の財政収支・予算状況
- 3) 同病院の医療サービスの提供状況、技術水準（提供される保健医療サービスの種類・診療科、部門別入院・外来患者数、入院・外来患者の疾患内訳、臨床・画像診断等検査数、疾患別手術件数、疾患別死亡数、部門別病床占有率、疾患別リファラル件数、疾患別手術・入院待ち時間）、当国における保健医療人材の育成に果たす役割
- 4) 当国における医療施設別・病床区分別の人員配置基準、同病院における人材の雇用・配置・育成の状況（職種別雇用状況・計画、部門別配置数・計画、医療従事者技術レベル、卒前/卒後教育、臨床研修や実習等各種研修の実施状況・計画（予算、人員、実施施設、カリキュラム、研修内容等）、東ティモール国立大学を含む国内の他の教育病院との連携等）
- 5) 既存施設の活用状況、既存機材の機材品目・仕様・数量及び活用状況
- 6) 同病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（管轄地域・人口、地理的状況・アクセスなど）
- 7) 近隣の病院の医療サービスの提供状況（提供される保健医療サービスの種類・診療科、部門別入院・外来患者数、入院・外来患者の疾患内訳、臨床・画像診断等検査数、疾患別手術件数、疾患別死亡数、部門別病床占有率等）
- 8) 同病院の維持管理体制（人員配置状況・計画、政府から同病院への予算配分状況、財務状況、機材修理等にかかる現地代理店の能力、機材メンテナンスの状況、維持管理にかかる課題、機材の活用状況・廃棄状況等）
- 9) 公共事業実施に伴い必要な国内手続き

(5) サイト状況（気象条件・サイト現況等）調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、現地調査（第1回）において、対象施設の建設予定地でサイト状況調査（気象条件調査、現況

調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査)を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討する。

1) 実施内容

要請施設の建設予定地の自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、水質調査）を行い、土地面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、地質、地盤、障害物及び雨季の施工計画に与える影響等を確認する。なお、水質については、当国及びWHOの基準に達しているか等を確認する。また、先方負担事項（既存施設の撤去及び機能移転、土地の整備等）の整理を行うとともに、必要な手続きや所要期間を確認する。

加えて、敷地内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。そのほかインフラの整備状況（救急車の搬送ルート、水道・電気等の引き込み状況、停電・電圧変動の状況、排水のための公共下水道の状況、敷地内の給水点の状況、断水の状況、医療用廃棄物搬出ルート、樹木の数量等等）を確認する。

本調査の仕様は別紙に示すとおりであるが、具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、受注者がプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される気象条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。（なお、排水・廃棄物処理等、事業による環境への影響を最小限にすることを前提とし、本事業の環境社会配慮におけるカテゴリ分類は〇となっている。）

2) 実施方法

本調査は現地再委託にて実施することを認める。ただし、実際に再委託が行われたときにはサイト状況調査担当団員による調査実施方法及び結果（データ）の確認・検証を実施すること。特に受注者の帰国後に現地測定結果を取りまとめる場合には、受注者等現地再委託先以外の第三者の立会い検査を含めるなど配慮し、調査結果については受注者が責任を持って確認する。³

(6) 要請施設の確認と調達事情の調査

- 1) 当国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- 2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。資機材や消耗品の本邦、第三国調達が発生する場合は、原産国、調達先、価格（輸送費や輸入価格を含む）、アフターサービスの内容等の調査も含む。
- 3) 機材整備に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用を確認する。
- 4) 電力や給配水、廃棄等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。また、必要であり、当国が維持管理可能な設備を計画する。電力については、電圧変動、停電など商用電源の安定性についても調査

³ 本調査に係る再委託費は定額計上とする。

し、維持管理計画に反映する。

- 5) 当国での施工／設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

(7) 要請機材の確認と調達事情の調査

- 1) 既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の活用状況・メンテナンス状況の確認

- 2) 要請機材（品目・仕様・数量）の精査

医療機材の稼働に不可欠である整備対象施設の役割、調達機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力及び現地インフラ整備状況を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、要請機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、判断基準に関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。

- 3) 調達事情（第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、調達・通関に係る機関、調達価格、輸送費、免税措置、関連法令、保険など）の確認（基本的には本邦調達を想定するが、第三国調達の必要が生じた場合は調達先候補国について前広に発注者と相談を行う。）
- 4) 資機材・消耗品・スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討
- 5) 調達に係る資機材の輸送経路及び方法の検討
- 6) 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認
- 7) 給電状況、電圧変動、停電頻度等を確認し、それに応じた付帯的機材導入の検討

(8) 調査結果報告と設計方針の発注者に対する説明・協議

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 営業日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

(9) 本事業の概略設計

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの計画（概略設計、機材仕様書（案））策定を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。概略設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を策定し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、施設設計に際しては、「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用基礎研究報告書」（2016 年 8 月）を参考にする。

- 1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設計画/機材計画）

施設計画については、先方の施設基準、既存施設の活用状況、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、同病院におけるマスタープランの進捗状況を確認しつつ、施設の整備予定地や配置、構成、施設規模等を検討する。設備計画については、先方の整備基準、既存機材の整備状況等を踏まえ、要請機材の無償資金協力による調達適否を検討し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

3) 概略設計図の策定

4) 施工監理計画

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材等調達計画
- ⑦ 実施工程

5) 機材調達計画

- ① 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ② 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ③ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ④ 配置場所
- ⑤ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ⑥ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

6) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン（改訂版）」（2010年）を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設・機材をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。

(10) 相手国側負担事項の確認

本事業で整備する施設は同病院敷地内に建設する想定のため、建設予定地に既存の施設の撤去及び機能移転は相手国負担事項であり、用地確保（施設建設予定地の更地による引き渡し）が本事業実施の条件であることを先方政府と確認する。

また、そのプロセス、必要期間、各手続における責任組織を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

その他、免税手続、銀行取決め（B/A）に基づく支払授權書（A/P）の発行、機材設置に伴う施設改修、電気設備等の整備、自動車保険や車両登録の手続と費用、運営・維持管理に係る人員配置、運営・維持管理にかかる費用支出等を想定しているが、追加的に先方負担とすることが望ましい事項が生じた場合はそれも先方負担事項として先方に遵守を求める。

（1 1）税金情報の収集整理

無償資金協力事業で調達される財・サービスに対し、先方政府は法人税、個人所得稅、付加価値税、関税等の免税を確保することを基本原則としていることから、本事業の実施で生じる各種税についてどのような手続で行われるか等について詳しく調査する。これら免税情報は現地 JICA 事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめ JICA 事務所へ報告する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（1 2）本事業の維持管理計画の策定

- 1) 政府関係機関および同病院の機材の維持管理体制、維持管理実施の現状の確認
- 2) 必要な維持管理業務に関する、各年に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務の分類・整理
- 3) 維持管理の実施に必要な人員の配置、消耗品・スペアパーツ・燃料等の購入、保守契約の実施等に関する内容と実施方法の確認
- 4) 維持管理計画の策定
- 5) 維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の取り付け

（1 3）概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたり、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材に関しては、入札に対応できる精度を確保することとする。

- 1) 準拠ガイドライン
- 2) 積算にあたり、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。
- 3) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
概略事業費の算出にあたり、コスト縮減にかかる検討を行う。
- 4) 機材の保守契約
積算にあたり、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

5) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

(14) 事業の評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。指標は、入手可能なものを設定すること。指標の設定に際しては、第一回現地調査時点で適切な指標を整理し、帰国報告会にて JICA へ説明する。

(15) ジェンダー課題の整理及び社会的弱者への配慮・公平性に関する整理

- 1) ジェンダー、社会的弱者及び公平性の課題に関する情報を収集し、格差の状況を把握する。ジェンダー主流化ニーズ（女性医療従事者の育成、医療施設におけるプライバシー・安全性の確保等）を確認し、状況を把握するとともに、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組の指標（育成された女性医療従事者の数・医療従事者のジェンダー割合等の定量的または定性的指標）の設定を検討する。
- 2) 本事業の裨益者について、男女別の統計、障害者や貧困層等の当該病院への非アクセス数の統計を明らかにするなど、ジェンダー別及び社会的弱者への裨益について明らかにする。
- 3) 施設計画（設計仕様、トイレ、病棟・診療部門の配置など）及び機材計画に対する具体的なジェンダー及び社会的弱者への配慮事項、障害主流化ニーズ（医療施設におけるプライバシー・安全性の確保等）を整理し、ユニバーサルデザインを提案する。調査に際しては、医療施設のアクセシビリティ等、当国の法令を遵守した計画となるよう留意する。

(16) 事業の実施監理にあたる留意事項の整理

本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明の実施に際し懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中・事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロール・軽減する手法を検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面・ソフト面に整理し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) 準備調査報告書（案）の作成と JICA に対する説明

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。また、準備調査報告書(案)と現地調査(第2回)の対処方針について、対処方針会議にて JICA、国内関係者に対して説明する。

(19) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の先方政府に対する概要説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)を保健省等政府関係者及び同病院関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、本事業実施における銀行取極め(B/A)、支払授權書(A/P)の発給、免税手続き、維持管理体制の整備など、相手国側による本事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また、機材についてはその品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じ本事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(20) 準備調査報告書等の作成

当国政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、7)から12)を成果品とする。成果品は最終版を2024年8月30日までに提出する。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。その他の報告書等は現地調査や発注者との関連会議の日程を踏まえ余裕をもって提出することとするが、1)及び2)は第一回現地調査前、3)は第一回・二回現地調査帰国後7営業日以内等を目途に、5)及び6)は第二回現地調査派遣(対処方針会議)前に、第一稿を発注者に提出し、内容の調整を行う。

なお、以下に示す部数は発注者及び先方政府へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	レポート名	提出時期	部数
1)	業務計画書	契約締結日から 10営業日以内	和文：3部及び電子データ

2)	インセプション・レポート	第一回現地調査 本邦出発前	英文：3部及び電子データ
3)	現地調査結果概要	第一回・二回現地調査 帰国後7営業日以内	和文：3部及び電子データ
4)	免税情報シート	第一回現地調査 終了時	電子データ
5)	準備調査報告書（案）	第二回現地調査派遣 前（対処方針会議前）	和文：8部及び電子データ 英文：8部及び電子データ
6)	機材仕様書（案）	第二回現地調査派遣 前（対処方針会議前）	和文：3部及び電子データ 英文：3部及び電子データ
7)	概略事業費（無償） 積算内訳書	2024年8月30日	和文：2部及び電子データ
8)	概要資料	2024年5月11日	和文：2部及び電子データ
9)	準備調査報告書	2024年8月30日	和文：製本版・簡易製本版 各3部及びCD-R 各2枚 英文：製本版4部 （うち先方政府分2部） 及びCD-R 2枚
10)	機材仕様書	2024年8月30日	和文：2部及び電子データ 英文：4部（うち先方政府 分2部）及び電子データ
11)	デジタル画像集	2024年8月30日	CD-R 2枚（デジタル画像40 枚程度）
12)	進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	2024年8月30日	英文：3部及び電子データ

- 業務計画書とは、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。
- 7) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編（土木／建築分野）」（2019年10月）及び「機材編」（2019年10月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2022年6月）」に準拠することとする。
- 9) 準備調査報告書及び10) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。
- 9) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：

- 簡易製本版)を作成する。
- 電子データはメールまたはGIGAPODによる提出を可とする。
 - 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2020年1月)」を参照する。
 - 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。なお、製本版のみ本見積に含めることとする。
 - 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

「ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画」にかかるサイト状況調査仕様書（案）

1. 目的

サイト状況調査は、本業務にて行う設計、施工計画、積算等について必要な精度を確保するため、対象施設の建設予定サイトにおいて、サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）を行う。また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目及び再委託を含めた実施方法を受注者は検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 文献・資料・聞き取り調査

◆ 気象条件調査

対象施設の設計に反映させるため、当該サイトの気象データ等を収集する。

- 月別最高・最低平均気温、年間降水量、月別相対湿度、月別降水量、月別風向、最大風速、落雷頻度（過去 20 年程度、困難な場合には 10 年程度）
- 台風やサイクロンが予想される地域では、過去に被害をもたらした台風・サイクロンについて記録の残る最大風速等について年・時期、経路などを確認すると共に、当該国における最新の耐風設計の基準や法令についても確認する。
- 地震の発生が予想される地域にあっては、過去の域内での発生事例について、記録の残る最大震度、年代、規模、震源地（地図上に明示）、被害状況等について調査すると共に、当該国における最新の耐震設計の基準や法令についても確認する。

◆ サイト現況調査

当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや文献・資料調査を通じ、サイトでの調査時に留意すべき事項を事前に明らかにする。聞き取り等で注意すべき事例としては、以下のようなものが考えられる。

- 過去に地滑り・地盤沈下があった。
- 以前は水田であったが、埋め立てられた。
- 降雨後、水はけが悪く冠水し、なかなか水が引かない。
- 湧水がある。
- 例年近傍の河川の氾濫により冠水する。
- 以前は建物があつた。地下室があつた。撤去作業が行われた際に、地下構造物がどこまで撤去されたか。
- 以前はゴミ捨て場/土捨て場として利用されていた。
- 塩害の影響が予測される（海岸からの距離）。
- 季節風及び砂嵐・砂塵の発生頻度。

3. サイト内既存建物調査

サイト内にある建物について、形状、規模、図面・設計仕様、基礎形式、構造上の不具合の有無やその原因、使用状況等について現況調査を行う。

4. サイト内排水調査

サイト内及び隣接する境界部分にある、排水管、排水溝、接続桝等について、その種類、大きさ、レベル、流水方向、勾配等の現況調査を行うと同時に、対象施設からの雨水、汚水及び雑排水の放流先を確認する。

5. サイト内工作物調査

サイト内にある、塀、門扉、擁壁、石垣、井戸、舗装等について、位置、形状、大きさ等の現況調査を行う。

6. サイト内樹木調査

サイト内にある主な樹木について、樹種、高さ、幹回り、枝ぶり、数量について現況調査を行う。

7. 電気・通信設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある電気設備について調査を行う。

配電線路：電柱の位置・高さ・番号、及び相数・電圧

通信線路：電柱の位置・高さ・番号、引き込み点、地中線の敷設状況、深さ、管径、管材質、経路、状態

インターネット及び携帯電話の接続状況

マンホール・ハンドホール：位置、形状、大きさ

受変電設備：種類・位置、寸法・容量

非常用発電機：種類、位置、出力、タンク容量、補助タンク容量、製造年月、運転時間

自動電圧調整器（AVR）、無停電電源装置（UPS）：容量、許容入力電圧

なお、想定される配電網から供給される電力については、電圧・周波数変動、停電頻度、電圧降下について配電所等からの聞き取り並びに現場測定による調査（3日程度）を行う。位相のずれが機器の性能や故障に影響する機材が含まれる場合には、位相も測定する。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

8. 給水設備調査

サイト内及び周囲（隣接道路を含む）にある給水設備について調査を行う。

配水管：種類・管路・管径・管材質・深度・弁室の位置/大きさ

水源：種類（井戸、河川）

なお、上水道から水供給が想定される場合は、水圧、水質、断水頻度等について聞き取り並びに測定による調査を行う。また、通年変化、年変化も併せて調査する。

上水道以外の水源（井水・河川水等）が想定される場合は、季節変動も考慮し、計画建物に必要な給水量の確保に係る検討、及び水源の水質調査を実施する。

水質調査に際しては、本事業で整備される各機材の仕様に合致しているかを確認するための項目を網羅する。

以上 2～8 については敷地測量図に位置を明示した資料を作成する。

9. 測量調査

平面測量、水準測量等

10. 地盤調査

目的：①地下の地盤情報の把握、②計画建物の支持層想定のため、地盤強度に関する情報を得る。

方法：

● ポーリング

地盤情報（土質分類、地層構成、地下水位など）を把握することを目的とし、支持層とみなすことができる地層に到達後更に 5 m まで行う。なお、実際の深さ、本数などは建築学会の「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」などを参照しつつ判断すること。

● サウンディング：

基礎設計のための地盤強度に関する情報を得ることを目的とし、標準貫入試験（深度 1 m 毎）による。なお、標準貫入試験以外の方法を採用する場合には事前に JICA に説明すること。

● サンプリング：

標準貫入試験時にサンプラーに得られる乱されたサンプルを採取し、カラー写真に記録すると共に、含水率ができるだけ変化しないようフタ付き透明密閉容器に入れラベリングし（案件名、採取日、調査孔番号、標本番号、採取深度、土質名、N 値等）、調査孔毎に深度順に標本箱に並べて整理し、少なくとも本工事の掘削工事が完了するまで受注者の責任で保管する（標本）。

粘土層等の軟弱層で、基礎設計のため、より詳細な土質の把握が必要な場合、乱さないサンプルを採取し（試料）、必要なラボ試験を実施する（必要な試験項目については受注者が判断）。

● 立ち合い・確認

地盤調査中においては業務従事者による立ち合い確認を適宜行い、受注者は責任を持って成果品の確認を行う。

● 成果品：

柱状図

標準貫入試験結果（N 値）

標本及び写真

試料及び土質試験結果一覧

11. 地中埋設物・障害物調査

対象施設の工事に当たり、撤去や移設が必要となる地中埋設物や障害物に係る調査を行う。ここで想定する埋設物・障害物は、過去の構造物の基礎、機能していない残存する地中埋設配線・配管やそれに関連する設備等（柵、ハンドホール等）を指す。以下の方法により実施する。

● 文献・資料・聞き取り調査：当該サイトの履歴について、関係者への聞き取りや設計図などの資料調査を通じ、その有無の可能性や位置を把握する。

● 試掘調査：地中に埋設物あるいは障害物が想定される場合、位置、箇所ならびに掘削深度を受注者が判断の上、試掘を行う。

- 試掘により埋設物・障害物の存在が確認された場合は慎重に確認作業を行い、埋蔵文化財あるいはケーブル、配管などに損傷を与えないように留意し、施主に報告の上、所轄官庁の指示を仰ぐこと。その後、範囲、厚さ、深さ等、その全容を把握する。
- 試掘時の状況は写真撮影すると同時に、平面測量図に試掘箇所を明示した試掘結果報告を作成する。

12. 実施時期

なお、必要なサイト状況の確認は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

13. 宗教・文化遺産の対象物

サイト予定地内に移設・撤去が困難な信仰の対象物等（樹木、岩等）、文化遺産がある場合は、対象物の概要（種別、位置、大きさ等）について調査し、敷地測量図に位置を明示する。

14. 留意事項

また、再委託を行う場合には、コンサルタント団員による立会を適宜行うことにより、調査実施方法及び調査結果が適切な内容となっていることを受注者が確認することとする。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	相手国負担事項となる既存施設の機能移転・撤去、用地整備における留意点	第6条 実施方針及び留意事項 (3) 調査の留意事項 (4) 相手国負担事項の確認
2	サイト条件調査の方針	第7条 業務の内容 (5) サイト状況 (気象条件・サイト現況等) 調査
3	ソフトコンポーネントの検討方針	第7条 業務の内容 (9) 本事業の概略設計 (6) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容
4	事業の評価指標 (案)	第7条 業務の内容 (14) 事業の評価指標の設定
5	ジェンダー主流化・障害主流化ニーズの確認にかかる方針	第7条 業務の内容 (15) ジェンダー課題の整理及び社会的弱者への配慮・公平性に関する整理

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：病院施設建設／医療機材調達に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢ 業務主任者／建築計画

➢ 機材計画／維持管理計画

➢ 保健計画／ジェンダー配慮

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.66 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

① 類似業務経験の分野：医療施設の建築計画に関する業務

② 対象国及び類似地域：東ティモール国及び東南アジア地域

- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：機材計画／維持管理計画】

- ① 類似業務経験の分野：医療施設の機材計画・維持管理計画に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：保健計画／ジェンダー配慮】

- ① 類似業務経験の分野：医療施設の保健計画／ジェンダー配慮に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年9月中旬より第1回現地調査を行い、その後積算等の国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2024年3月中旬に第2回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。2024年8月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.36人月（現地：6.61人月、国内：8.75人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／建築計画（2号）
- ② 建築設計／サイト状況調査
- ③ 設備設計
- ④ 施工計画／積算
- ⑤ 機材計画／維持管理計画（3号）
- ⑥ 調達計画／積算
- ⑦ 保健計画／ジェンダー配慮（3号）

3) 渡航回数 の目途 延べ9回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。各業務従事者の渡航回数は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の渡航回数を提案してください。

- ① 業務主任者／建築計画（2回）
- ② 建築設計／サイト状況調査（1回）
- ③ 設備設計（1回）
- ④ 施工計画／積算（1回）
- ⑤ 機材計画／維持管理計画（2回）
- ⑥ 調達計画／積算（1回）
- ⑦ 保健計画／ジェンダー配慮（1回）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- サイト状況調査（気象条件調査、現況調査、地形測量、地質・地盤調査、給電状況調査、給排水・水質調査）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画マスタープラン「Final Report Feasibility Study & Masterplan」
- 「全世界保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査 東ティモール現地調査報告書」
- 案件計画調書①

２）公開資料

- 「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- 「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用 基礎研究報告書」（2016年6月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034237.html>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況について、JICA 東ティモール事務所と十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のために東ティモール側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、JICA の国別（東ティモール国）安全対策措置における渡航措置、行動規範を遵守すること。加えて、JICA 東ティモール事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動油断等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。なお、現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

59,198,000円（税抜）

なお、定額計上分 12,000,000 千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）上限額を超える別提案に関する経費
- 6）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	サイト状況調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	12,000,000円	サイト状況調査費一式	再委託費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒シンガポール⇒デンパサール⇒ディリ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(24)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>建築計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>機材計画/維持管理計画</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>保健計画/ジェンダー配慮</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	

エ) その他学位、資格等	4
--------------	---